

様式 1 公表されるべき事項

別 添

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(法人番号3010405004914)の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。
当機構の行うこれらの業務の公共性等を鑑み、役員報酬水準については、通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ業務の実績を考慮しつつ、役員の職責に応じた国家公務員の給与を参考としている。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬のうち、特別手当について、主務大臣における業績評価の結果を勘案のうえ、その役員の職務実績に応じて、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

理事長

理事長の報酬は、(独)日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程に基づき、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別手当としている。本給月額については、理事長は1,182,000円としており、地域手当月額は、本給月額に100分の16を乗じて得た額としている。特別手当については、期末及び勤勉手当基礎額(基本給月額+地域手当月額)に特別手当支給基準に定める割合を乗じて得た額としている。さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。
なお、令和7年度においては、国家公務員の給与の改定に準じ以下の措置を講じた。
・本給月額の引上げを実施した。
・期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを実施した。

理事長代理

理事長に同じ。
ただし、本給月額については、理事長代理は976,000円である。

理事

理事長に同じ。
ただし、本給月額については、理事は887,000円である。

監事

理事長に同じ。
ただし、本給月額については、監事は806,000円ある。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
理事長	23,013	14,184	6,560	2,269 (地域手当)		3月31日	
A理事長代理	9,511	5,856	2,668	937 (地域手当) 50 (通勤手当)		9月30日	◇
B理事長代理	9,976	5,856	2,829	1,171 (地域手当) 120 (通勤手当)	10月1日		◇
A理事	17,704	10,644	5,098	1,703 (地域手当) 259 (通勤手当)			
B理事	8,973	5,322	2,425	852 (地域手当) 50 (通勤手当) 324 (単身赴任手当)		9月30日	◇
C理事	9,158	5,322	2,571	1,064 (地域手当) 21 (通勤手当) 180 (単身赴任手当)	10月1日		◇
A監事	15,911	9,672	4,473	1,548 (地域手当) 218 (通勤手当)			◇
B監事	15,779	9,672	4,473	1,548 (地域手当) 86 (通勤手当)			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

理事長

役員報酬の支給水準の設定の考え方は、I-1-①で示したとおりであるが、当機構は、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援するため、高速道路各社との適正な協定締結を通じ、約24兆円の債務の返済等に関する業務を担っており、直近の第5期中期目標期間における令和6年度業務実績評価において、「中期目標における所期の目標を達成していると認められるとの評価(B評価)」を得ている。

これを踏まえた当機構の役員の支給状況はI-2で示したとおりであり、この報酬は国家公務員の給与と比較考慮したうえで決定されている。

国家公務員指定職8号棒〔事務次官級〕:25,239千円(内閣官房内閣人事局「国家公務員の給与(令和8年版)」より引用)と比較して、それ以下であることから、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事長代理

理事長代理は理事として理事長の定めるところにより理事長を補佐して機構の業務を掌理する役目を担っており、また、理事長が事故や欠員のときは職務を代理し職務を行うことから理事長代理の報酬については理事長の報酬と比較衡量した上で決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は理事長の定めるところにより理事長を補佐するとともに、理事として当機構の業務を掌理する役目を担っており、理事の報酬については理事長代理の報酬と比較衡量した上で決定されており、その報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事は国土交通大臣から任命され、当機構の業務を監査するものであり、理事長の報酬と比較衡量により決定されていることからその報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の業務内容は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民の負担の軽減を図るとともに、高速道路会社の事業の円滑な実施の支援をすることである。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬の支給水準の設定の考え方は、通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、役員の職責に応じた国家公務員の給与を考慮して定められており、適当である。

また、I-2の報酬等の支給状況は、当該役員報酬の支給水準の設定の考え方に即しており、法人の業務実績評価に鑑みても、法人の検証結果は適正である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事長	5,936	4	0	R8.3.31	1.0(暫定)	
理事長代理	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事長	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業務勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており、適当である。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員職務実績を報酬に反映させるため、役員報酬のうち、特別手当について、主務大臣における業務実績評価の結果を勘案のうえ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができることとしており、引き続きこの制度を運用することとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期に確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。
当機構の行うこれらの業務の公共性等を鑑み、職員給与水準については、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ業務の実績を考慮し、当該職員について職責に応じた国家公務員の給与水準に準じている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

通則法第50条の10第1項の規定に基づき、職員の給与は、その職員の勤務成績を考慮するものとしている。
職員の昇給は、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うこととしており、また特別手当の算出にあたり、勤務成績を踏まえて決定することとしている。特別手当の具体的な月数の決定にあたっては、人事院勧告で示された月数を参考としている。

③ 給与制度の内容

職員の給与は(独)日本高速道路保有・債務返済機構給与規程に基づき、本給及び諸手当(地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、在宅勤務等手当)及び特別手当(期末手当及び勤勉手当)としている。

特別手当については、期末及び勤勉手当基礎額(基本給月額+地域手当月額)に特別手当支給基準に定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

国家公務員の給与の改定に準じ、R7.4.1から以下の措置を講じた。
・本給月額の引上げを実施した。
・期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを実施した。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):83人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):40人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	40	40.9	千円 7,967	千円 5,754	千円 211	千円 2,213
事務・技術	40	40.9	千円 7,967	千円 5,754	千円 211	千円 2,213

注1:令和7年4月1日に在職している者のうち、令和7年度一年間を通じて勤務した常勤職員及び非常勤職員に関する数値である。

注2:非常勤職員は該当者がいないため省略した。

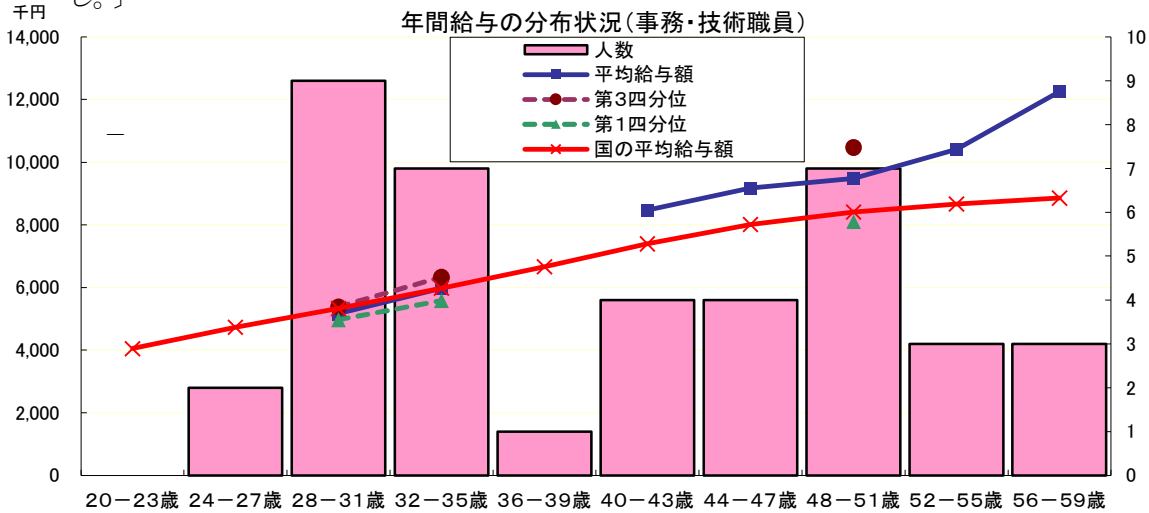
注3:常勤職員中、研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者がいないため省略した。

注4:在外職員、任期付職員及び再雇用職員についても、該当者がいないため省略した。

注5:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

注6:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:24～27歳、36～39歳、40～43歳、44～47歳、52～55歳、56～59歳の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・3四分位の額については、表示していない。

注2:24～27歳、36～39歳の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については、表示していない。

注3:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
本社部長	2	-	-	-
本社課長	6	52.7	10,799	11,573～10,345
本社課長代理	12	46.9	8,802	9,845～7,810
本社係長	4	38.8	7,127	8,488～6,212
本社係員	16	30.6	5,328	6,333～4,794

注:本社部長の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の項目を記載しない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		46.4	46.4	46.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		53.6	53.6	53.6
	最高～最低	56.0～52.1	55.1～52.0	54.8～52.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		55.2	54.3	54.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		44.8	45.7	45.2
	最高～最低	49.0～42.6	49.8～41.6	47.4～42.8

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 111.2 ・年齢・地域勘案 112.3 ・年齢・学歴勘案 110.7 ・年齢・地域・学歴勘案 112.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当機構は、勤務地が横浜市および大阪市に限定されており、企業における本社の企画・財務部門や、国における本府省のような高度に専門的かつ統括的な業務に特化した、時限的な組織である。このため、機構独自で職員を採用せず、高度な専門性やノウハウを有する人材の出自により業務を運営している。特に管理職層については、経験豊富な年代の出自者を受け入れている。こうした特性から、すべての指数を押し上げる要因となっている。</p> <p>さらに、通常の組織では、ある年齢層に職位が上位の者や下位の者が混在しているが、当機構は出自者のみという特殊性から、40歳以上の年齢層においては、職位が上位の者が多数を占めていることから当該指数を高める要因となっている。なお、40歳未満の平均給与は、Ⅱ-2-③のグラフで示しているとおりの国の平均とほぼ同水準となっている。</p> <p>【指数が高くなっている理由】</p> <p>①地域手当支給区分における二級地以上に勤務する者の占める割合 機構:100% ⇔ 国(行一):41.5%</p> <p>②職員の学歴構成による差異(大卒以上の占める割合) 機構:77.5% ⇔ 国(行一):65.1%</p> <p>③40歳以上59歳以下の平均給与額 機構:578,034円 ⇔ 国(行一):485,915円</p> <p>※国(行一)の割合については、「令和7年度国家公務員給与等実態調査」による。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出総額に占める国の財政支出額の割合 0.1%】 (国の財政支出額(政府出資金、補助金)47億円 支出予算の総額:令和7年度計画予算額31,152億円)</p> <p>【累積欠損額 無し(令和6年度決算)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 77.5%(常勤職員数40名中31名)】</p> <p>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 0.02%】 (支出総額34,738億円 給与・報酬等支給総額8億円(令和6年度決算))</p> <p>当機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路事業の円滑な実施を支援しているところである。</p> <p>当機構の給与水準が国家公務員にくらべて高くなっている理由は上記に記載している理由によるものであり、これらの事情を踏まえれば、Ⅱ-2で示した結果は、Ⅱ-1-①の考え方に沿ったものとなっており、またⅡ-1-②の考え方も反映させているため、適切な給与水準であると考えます。</p>

	<p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>当該法人の業務内容は、高速道路に係る道路資産の保有並びに高速道路会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民の負担の軽減を図るとともに、高速道路会社の事業の円滑な実施の支援をすることである。</p> <p>その業務内容に鑑みれば、Ⅱ－１－①で示された給与水準の設定の考え方は、通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、職員の職責に応じた国家公務員の給与水準を考慮して定められており、適当である。</p> <p>また、Ⅱ－２の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
講ずる措置	<p>俸給・諸手当など給与体系は国家公務員と同等となっており、引き続き国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>当機構は、平成17年10月の設立以来、企業で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、組織として業務ノウハウの蓄積を図ってきたところであるが、今後ともこれまでに蓄積したノウハウを活かしながら、国民に理解の得られる給与水準とするため、人事院勧告を考慮し、効率的な組織運営を進める。</p>

4 モデル給与

- (扶養親族がない場合)
 - 22歳(大卒初任給)
月額:242,400円 年間給与:3,749,000円
 - 35歳(本係長)
月額:381,524円 年間給与:6,496,000円
 - 50歳(本課長)
月額:625,820円 年間給与:10,556,000円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(子1人につき13,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 職員の特別手当の算出にあたり、目標評価制度の評価を反映して月数を決定することとしており、今後も継続していく。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 784,448	千円 788,090	千円 815,431	千円 873,905
退職手当支給額 (B)	千円 4,292	千円 4,138	千円 414	千円 5,936
非常勤役員等給与 (C)	千円 41,172	千円 45,836	千円 38,979	千円 31,034
福利厚生費 (D)	千円 162,217	千円 166,345	千円 168,128	千円 181,829
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 992,130	千円 1,004,409	千円 1,022,952	千円 1,092,705

注: 中期目標管理法人的ため中期目標期間の開始年度から当該年度までを記載している。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本給及び特別手当の引上げを行ったことなどにより、対前年比で7.1%の増となった。
- ・非常勤職員について人員見直しを行うなどしたため、減となった。以上のことにより最広義人件費については、対前年比6.8%の増となっている。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、当機構役職員について、国家公務員に準じた調整率(83/100)を設定し、退職手当水準の調整率の引下げを実施中。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

- ・国家公務員の定年年齢引上げに準じて、令和5年4月から定年年齢を5歳引上げ(60歳→65歳)の措置を講じている。
- ・役職定年制は無し。

Ⅴ その他

- ・特になし